

議案第〇号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更
について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和3年3月
31日限り、宇部・阿知須公共下水道組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合規
約(平成18年指令平18市町第815号)を以下のとおり変更することについて、関係
地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 〇年 〇月 〇日提出

● ● 市 長
● ● ● ●

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合規約(平成18年指令平18市町第815号)の一部を次の
ように改正する。

別表第1及び別表第2中「、宇部・阿知須公共下水道組合」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

原案可決

令和〇年〇月〇日

●●●●● 議会議長 ○ ○

印影
○

この写しは議決書原本と相違ありません

令和〇年〇月〇日

●●●●● 議会議長 ○ ○

朱印
○